

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

上場申請会社

GMO TECHホールディングス株式会社

提出会社

GMO TECH株式会社

株式会社デザインワン・ジャパン

目 次

	頁
【表紙】	
第一部 【組織再編成に関する情報】	5
第1 【組織再編成の概要】	5
1 【組織再編成の目的等】	5
2 【組織再編成の当事会社の概要】	8
3 【組織再編成に係る契約等】	8
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	26
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	28
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	29
7 【組織再編成に関する手続】	30
第2 【統合財務情報】	32
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	35
第二部 【企業情報】	36
第1 【企業の概況】	36
1 【主要な経営指標等の推移】	36
2 【沿革】	36
3 【事業の内容】	36
4 【関係会社の状況】	43
5 【従業員の状況】	43
第2 【事業の状況】	46
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	46
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	46
3 【事業等のリスク】	46
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	56
5 【経営上の重要な契約等】	56
6 【研究開発活動】	56
第3 【設備の状況】	57
1 【設備投資等の概要】	57
2 【主要な設備の状況】	57
3 【設備の新設、除却等の計画】	57
第4 【上場申請会社の状況】	58
1 【株式等の状況】	58
2 【自己株式の取得等の状況】	63
3 【配当政策】	64
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	65
第5 【経理の状況】	75
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	76

	頁
第7 【上場申請会社の参考情報】	77
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	77
2 【その他の参考情報】	77
3 【組織再編成対象会社が提出した書類】	77
4 【上記書類を縦覧に供している場所】	78
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	79
第四部 【上場申請会社の特別情報】	79
第1 【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	79
1 【貸借対照表】	79
2 【損益計算書】	79
3 【株主資本等変動計算書】	79
4 【キャッシュ・フロー計算書】	79
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	79

【表紙】

【提出書類】新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社であるGMO TECHホールディングス株式会社（以下「当社」、「上場申請会社」または「共同持株会社」という。）は、株式移転（以下「本株式移転」という。）により2025年10月1日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書提出日の2025年9月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2025年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年9月1日
【会社名】	GMO TECHホールディングス株式会社
【英訳名】	GMO TECH Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 鈴木 明人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	下記提出会社2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	GMO TECH株式会社
【英訳名】	GMO TECH, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 鈴木 明人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	(03)5489-6370
【事務連絡者氏名】	財務部長CFO 大井 賢治
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	(03)5489-6370
【事務連絡者氏名】	財務部長CFO 大井 賢治

【会社名】	株式会社デザインワン・ジャパン
【英訳名】	DesignOne Japan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高畠 靖雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目16番6号
【電話番号】	(050)5536-1555
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 田中 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目16番6号
【電話番号】	(050)5536-1555
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 田中 誠

第一部 【組織再編成に関する情報】

第1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

GMOTECHは、GMOインターネットグループにおいてAIで未来を創るNo.1企業グループのスローガンのもと、最新のテクノロジーを駆使したサービスを自社開発し、インターネット広告、MEO（注1）、SEO（注2）を活用した集客支援事業を行っております。具体的には、「Googleマップ」検索における上位表示対策により集客につなげる、店舗運営者様向けの「MEO Dash! byGMO」を中心としたSEM（注3）サービス、また、自社開発のスマートフォンアプリ向け広告配信サービス「GMO SmaAD」やWeb向け成果報酬型アフィリエイトサービス「GMO SmaAFFi」など多角的なアプローチによるインターネット集客事業を推進しています。GMOTECHの事業は、集客支援事業と、2020年7月に設立した連結子会社GMO ReTech株式会社の行う不動産テック事業により構成されております。

デザインワンは、国内最大級のロコミ店舗検索サイト「エキテン」の運営を中心に中小事業者へ集客支援等のサービスを提供しております。また、新たな事業領域として、ベトナムのシステム開発子会社である Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd. 及び国内の開発拠点である株式会社イー・ネットワークスを活用してDXソリューション事業を展開しております。

「エキテン」では、登録店舗数（有料掲載店舗及び無料掲載店舗の合計数）が約35万店舗となっており、掲載店舗もオールジャンルで提供する等の独自性を持ちつつ、効率的なオペレーションにより低料金でサービスを提供しております。

この度、両社は、店舗運営を行うお客様の強力な集客支援ツールであるGMOTECHのMEOサービスと、デザインワンが運営する国内最大級のオールジャンル店舗データベースであるロコミサイト「エキテン」が連携することで、大きなシナジーの可能性があること、また両社の経営統括・管理部門の機能の統合、両社間の人的交流、また両社間で資金的な連携を行うことで、両社の大きな成長可能性があることを確認し、両社で経営統合を行うことが望ましいとの判断に至りました。なお、本経営統合により、デザインワンは、GMOインターネットグループにジョインすることとなり、GMOTECHとの協働に加えて、GMOインターネットグループのグループ企業として、新たな成長戦略を実現します。

（注1） MEO…Map Engine Optimizationを意味します。

（注2） SEO…Search Engine Optimizationを意味します。

（注3） SEM…Search Engine Marketingを意味します。

両社は本経営統合により、以下のシナジーの創出や施策等の推進を行うことを想定しております。

i. 集客支援事業におけるシナジー

GMOTECHは、国内約35万店舗以上の登録がある「エキテン」と連携して、MEOサービスを中核としたGMOTECHの集客支援サービスを展開し、集客支援事業の売上・事業拡大を目指します。

デザインワンは、GMOTECHと協働することで、「エキテン」の機能の拡充や提供するサービスラインを広げることで、「エキテン」のメディアとしての魅力・集客力を高めて、集客支援のメディアとして、国内No.1の店舗集客プラットフォームとなることを目指します。

ii. 本経営統合による連結企業集団（連結グループ）活動の最適化

本経営統合によって新たに設立される持株会社が、両社の親会社となりグループ全体の経営管理・経営統括の役割を担うことで、グループ経営を強化します。また両社の管理部門のパートナー（社員）は持株会社に転籍し、両社の管理部門を統合することで、グループの管理にかかる活動の効率化を図ります。

前述の集客支援事業におけるシナジー創出を始めとして、本経営統合による効果を最大化させるために、グループ各社の間の人材交流を積極的に行います。また、将来的には、グループ間での組織再編を行い、グループの事業活動を最適化させていくことも検討しております。

iii. 仲間づくり（M&A）

本経営統合によって、両社の事業活動を強化し、オーガニックな成長を加速させますが、同時に、両社グループと協働して頂けるパートナーとなる企業に、グループにジョインして頂くことによる、インオーガニックな成長についても並行して取り組みます。GMOインターネットグループの仲間づくりに関するネットワークやノウハウと、デザインワンが持つ資金力を活かして、仲間づくりによる成長も積極的に志向します。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア. 上場申請会社の概要

(1) 商号	GM0 TECH ホールディングス株式会社 (英文表示: GM0 TECH Holdings, Inc.)
(2) 事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務
(3) 本店所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長 CEO 鈴木 明人 取締役会長 熊谷 正寿 取締役副社長 高島 靖雄 取締役 田中 誠 取締役 CTO 沖殿 潤 取締役 安田 昌史 取締役(監査等委員) 三田村 徹彦 取締役(監査等委員) 穴田 功(社外取締役) 取締役(監査等委員) 高木 友博(社外取締役)
(5) 資本金	100 百万円
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません。
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません。
(8) 決算期	12 月 31 日

イ. 上場申請会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、2025年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意し、両社の株主総会において承認可決されております。

会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等	
					共同持株 会社役員 (名)	共同持株 会社従業員 (名)
(連結子会社) GM0 TECH 株式会社	東京都渋谷区	100 百万円	集客支援事業及び不動産テック事業	100.0	2 (予定)	未定
株式会社デザイン ン・ジャパン	東京都新宿区	649 百万円	インターネットメディア事業及び DX 関連事業	100.0	1 (予定)	未定

(注) 1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。

2 両社は、共同持株会社の特定子会社に該当する予定です。

3 本株式移転に伴う共同持株会社設立日(2025年10月1日)をもって、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となり、両社の普通株式は2025年9月29日をもって上場廃止となる予定です。

4 本株式移転に伴う共同持株会社設立日(2025年10月1日)における両社の役員は未定であることから、役員の兼任については、共同持株会社役員就任予定者のうち、本有価証券報告書提出日現在の両社役員との兼任予定

について記載しております。

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日(GMO TECHにおいては2024年12月31日、デザインワンにおいては2024年8月31日)時点の状況については、以下のとおりです。

GMO TECHの概要

(i)事業内容

GMO TECHの事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(1) GMO TECH」をご参照ください。

(ii)関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) GMO インターネット グループ株式会社 (注) 1	東京都渋谷区	5,000	インターネット総合事業	被所有 54.3	役員の兼任2名 SEO サービス等の提供
(連結子会社) GMO ReTech 株式会社 (注) 2、(注) 3	東京都渋谷区	100	不動産テック事業	直接所有 100.0	役員の兼任2名 事業活動の管理等

(注) 1 有価証券報告書を提出しております。

2 特定子会社であります。

3 債務超過会社で債務超過の額は、2024年12月末時点で1,172百万円となっております。

デザインワンの概要

(i)事業内容

デザインワンの事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) デザインワン」をご参照ください。

(ii)関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社昼 job	東京都新宿区	20,000 千円	有料職業 紹介事業	100.0	デザインワンからの経営指導 役員の兼任なし
株式会社イー・ ネットワークス	岡山県岡山市北区	10,000 千円	受託開発事業	100.0	デザインワンからの経営指導 デザインワン従業員1名 が役員を兼任しております
オコマリ株式会 社 (注) 3	東京都新宿区	10,000 千円	インターネット メディア事業	100.0	デザインワンからの経営指導 役員の兼任なし
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd. (注) 2	ベトナム ダナン市	200,450 千 ベトナムドン	オフショア開発 事業	100.0	デザインワンからシステム 開発業務を受託して おります 役員の兼任なし デザインワン従業員1名 の出向

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 特定子会社であります。

3 2024年10月31日を効力発生日として、オコマリ株式会社を消滅会社、デザインワンを存続会社とする吸収合

併を行いました。

- 4 株式会社DEECHは、当連結会計年度においてデザインワンが保有する同社の株式の一部を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。
- 5 2024年11月15日の株式会社昼jobの臨時株主総会において、同社の解散が決議され、同日付で株式会社昼jobは解散いたしました。また、2025年4月15日における同社の臨時株主総会において決算報告が承認され、清算が終了いたしました。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア. 資本関係

本株式移転により、両社は共同持株会社の完全子会社になる予定です。上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ. 役員の兼任関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との役員の兼任関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ. 取引関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との取引関係は、未定です。共同持株会社の完全子会社である両社とその関係会社の取引関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2025年10月1日(予定)をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年6月2日の両社取締役会において作成いたしました。また、GMO TECH及びデザインワンは、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結しています。

本株式移転計画に基づき、GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、GMO TECHのA種類株式1株に対して共同持株会社のA種類株式1株を、デザインワンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.015株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年7月30日に開催されたGMO TECHの臨時株主総会及び2025年7月30日に開催されたデザインワンの臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関して承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写し)」に記載のとおりです。

株式移転計画書(写し)

GMO TECH株式会社（以下「GMO TECH」という。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（以下「デザインワン」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、GMO TECH及びデザインワンは、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、GMO TECH及びデザインワンの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第3条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、GMO TECHホールディングス株式会社とし、英文ではGMO TECH Holdings, Inc.と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都渋谷区とし、本店の所在場所は東京都渋谷区桜丘町26番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,651,000株とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 1,650,945株

A 種類株式 55株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 鈴木 明人

取締役 熊谷 正寿

取締役 高島 靖雄

取締役 田中 誠

取締役 沖殿 潤

取締役 安田 昌史

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 三田村 徹彦

取締役 穴田 功（社外取締役）

取締役 高木 友博（社外取締役）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、GMO TECH及びデザインワンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるGMO TECH及びデザインワンの普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有するGMO TECH及びデザインワンの普通株式に代わり、(i)GMO TECHが基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)デザインワンが基準時に発行している普通株式数の合計に0.015を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（普通株式）」という。）を交付する。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるGMO TECHのA種種類株式の株主（以下「A種種類株主」という。）に対し、その所有するGMO TECHのA種種類株式に代わり、GMO TECHが基準時に発行しているA種種類株式数の合計に1を乗じた数の別紙2に記載する内容の新会社のA種種類株式（以下、交付株式（普通株式）と合わせて「交付株式」と総称する。）を交付する。

2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時におけるGMO TECH及びデザインワンの株主に対し、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

- (1) GMO TECHの普通株主に対しては、その所有するGMO TECHの普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
- (2) GMO TECHのA種種類株主に対しては、その所有するGMO TECHのA種種類株式1株に対して新会社のA種種類株式1株
- (3) デザインワンの株主に対しては、その所有するデザインワンの普通株式1株に対して新会社の普通株式0.015株

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額
0円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、GMO TECH及びデザインワンは、協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. GMO TECHは、2025年7月30日を開催日として臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. デザインワンは、2025年7月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、GMO TECH及びデザインワンは、協議の上、合意により、前二項に定める株主総会及び種類株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のグロース市場への上場を予定するものとし、GMO TECH及びデザインワンは、協議の上、相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. GMO TECHは、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたGMO TECHのA種種類株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、A種種類株式1株あたり186,986.30円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. GMO TECH及びデザインワンは、前項に定める場合を除き、本計画作成後、新会社の成立日までの間、新会社の成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、GMO TECH及びデザインワンにて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（会社財産の管理等）

1. GMO TECH及びデザインワンは、新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめGMO TECH及びデザインワンが協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. GMO TECH及びデザインワンは、新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、GMO TECH及びデザインワンは、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定めるGMO TECH若しくはデザインワンの株主総会若しくは種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後、新会社の成立日までの間において、GMO TECH若しくはデザインワンの財政状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、GMO TECH及びデザインワンは協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、GMO TECH及びデザインワンが別途協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本計画作成の証として、本書の電磁的記録を作成し、GMO TECH及びデザインワンが合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年6月2日

東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー

GMO TECH株式会社

代表取締役社長CEO 鈴木 明人

東京都新宿区新宿二丁目16番6号 新宿イーストスクエアビル

株式会社デザインワン・ジャパン

代表取締役社長 高畠 靖雄

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、GMO TECHホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO TECH Holdings, Inc.と表記する。

(GMOイズム)

第 2 条 当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

(目的)

第 3 条 当社は、GMOイズムに基づいて、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を統括又は運営すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットメディア事業
- (2) インターネット制作事業
- (3) インターネット通販事業
- (4) モバイルメディア事業
- (5) モバイルサイト制作事業
- (6) モバイル通販事業
- (7) システムプログラム開発
- (8) インターネット広告事業及び広告代理業
- (9) アプリケーションソフトウェア事業
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業
- (11) 投資事業組合財産の運用及び管理
- (12) ゲーム・映像・音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、製造及び販売
- (13) 経営コンサルタント業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 人材紹介業
- (16) 情報通信並びにインターネット関連事業への投資
- (17) 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
- (18) ブロックチェーン技術等を利用した業務
- (19) 前記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 4 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第 6 条 当社は、監査等委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、1,651,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1,650,945株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は55株とする。

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 9 条 当社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は1株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13 条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第2章の2 A 種 種 類 株 式

(剰余金の配当)

第 13 条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当会社の成立の日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

3 ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第 13 条の 3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を前条第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(議決権)

第 13 条の 4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(譲渡制限)

第 13 条の 5 A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(普通株式を対価とする取得請求権（転換権）)

第 13 条の 6 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、第4項に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2 当初転換価額は、1,852円とする。

3 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} & & & \text{分割前発行済} & \\ & & & \text{普通株式数} & \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{分割後発行済}}{\text{普通株式数}} \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} & & & \text{併合前発行済} & \\ & & & \text{普通株式数} & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \frac{\text{併合後発行済}}{\text{普通株式数}} \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} & & & \text{(発行済普通株式} & \text{新たに発行す} & & \\ & & & \text{の数－当社が保有} & \text{る} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{する普通株式の} & \text{普通株式の数} & & \text{払込金額} \\ & & & \text{数)} & \text{+} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数)}} & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{+ 新たに発行する普通株式の数} & & \end{array}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものと

し、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (2) 前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- (4) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- 4 A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{rcl} & \text{転換請求に係るA種種類株式の数に} & \\ \text{取得と引換えに交付す} & = & \frac{10,000,000 \text{ を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}} \\ \text{べき普通株式数} & & \end{array}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

（現金を対価とする取得請求権（償還請求権））

- 第13条の7 A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
- 2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

（現金を対価とする取得条項（強制償還条項））

- 第13条の8 当社は、2030年9月30日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
- 2 A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

（株式併合又は分割、募集株式の割当て等）

- 第13条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(種類株主総会)

第 19 条の 2 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 第14条第1項後段、第15条乃至第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ

の議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会による事後承認の禁止)

- 第 27 条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。
 - 3 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会の決議の省略)

- 第 28 条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定

める。

(取締役の責任免除)

- 第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

- 第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

- 第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

- 第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

- 第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

- 第40 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 44 条 配当金が、金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第 1 条 第41条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2025年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第 2 条 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等
報酬等の総額は年額150百万円以内とする。
- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等
報酬等の総額は年額20百万円以内とする。

(本附則の削除)

第 3 条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

A種種類株式の内容

1. 株式の種類

GMO TECHホールディングス株式会社 A種種類株式

2. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当会社の成立の日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

(3) 累積条項

ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

(4) 非参加条項

A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

3. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記2.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

4. 議決権

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種種類株主は、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(4)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、1,852円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \\ \text{調整後転換価} & \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & \\ \text{額は、株式の} & & & & & & \end{array}$$

分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \\ \text{転換価額} & & & \text{転換価額} & & & \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(5) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

8. 現金を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記3.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(3) 償還請求受付場所

東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー

GMO TECHホールディングス株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

9. 現金を対価とする取得条項（強制償還条項）

(1) 強制償還の内容

当会社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記3.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

10. 株式併合又は分割、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

	GMO TECH	デザインワン
株式移転比率	1	0.015

(注) 1 株式の割当比率

GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、デザインワンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.015株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。

2 共同株式会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の普通株式の単元株式数は100株、A種種類株式の単元株式数は1株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 1,328,651株

A種種類株式 55株

GMO TECHの発行済株式総数1,100,620株(2025年3月31日時点)、デザインワンの発行済株式総数15,202,100株(2025年2月28日時点)に基づいて算出しております。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、GMO TECHは、第三者算定機関として株式会社AGS FAS(以下「AGS FAS」といいます。)を、法務アドバイザーとして三浦法律事務所を選定しました。一方、デザインワンは、第三者算定機関として監査法人FRIQ(以下「FRIQ」といいます。)を、法務アドバイザーとして堂野法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2025年5月30日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。なお、両社は、GMO TECHが発行しているA種種類株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A種種類株式1株につき共同持株会社のA種種類株式1株を割当交付することとした上で、共同持株会社にて新たに発行して割当交付するA種種類株式の内容は、GMO TECHのA種種類株式1株の経済的価値と実質的に同等となるように定めております。

両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年6月2日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定しました。

② 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

GMO TECHの算定機関であるAGS FAS及びデザインワンの算定機関であるFRIQは、いずれもGMO TECH及びデザインワンの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ. 算定の概要

AGS FASは、GMO TECH及びデザインワンについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディス

カウテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価法については、2025 年 5 月 30 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF 法における算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の前提とした GMO TECH 及びデザインワンの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、GMO TECH については、2029 年度までの予測を行っており、2026 年度は前年より約 75% の連結営業利益の増益を見込んでおり、SEM サービス及び不動産テック事業の安定したストック収益の積み上げの継続、またアフィリエイトサービスの海外を中心とした大型案件の獲得による業績改善が増益に寄与すると見込んでおります。なお、GMO TECH の財務予測は本株式移転の実行を前提としておりません。

デザインワンについては、2024 年 10 月に公表した中期経営戦略において策定した数値計画ではなく、最新の経営環境を反映して保守的に見積もった 5 年間の財務予測を用いておりますが、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年以降において、主力事業であるロコミサイト「エキテン」における有料掲載店舗に対する新オプションサービスの拡販による顧客単価の上昇により、売上高は徐々に増加することを見込んでいる一方で、費用につきましては引き続き抑制に努めることで横ばいとなる見通しであることから、各事業年度において営業利益が 46 百万円から 129 百万円の改善を継続することで 2028 年度に黒字に転換し、増加比率としては大幅な増益となることが見込まれております。また、当該財務予測は、本株式移転の実施を前提としておりません。

なお、デザインワンが、中期経営戦略において策定した数値計画は、本経営統合によって新たな計画を策定する必要があるため、取り下げられています。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、GMO TECH の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割当てる場合に、デザインワンの普通株式 1 株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	0.0130～0.0152
DCF 法	0.0112～0.0182

FRIQ は、GMO TECH 及びデザインワンについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価法については、2025 年 5 月 30 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF 法における算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の前提とした GMO TECH 及びデザインワンの財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、GMO TECH については、2029 年度までの予測を行っており、2026 年度は前年より約 75% の連結営業利益の増益を見込んでおり、SEM サービス及び不動産テック事業の安定したストック収益の積み上げの継続、またアフィリエイトサービスの海外を中心とした大型案件の獲得による業績改善が増益に寄与すると見込んでおります。なお、GMO TECH の財務予測は本株式移転の実行を前提としておりません。

デザインワンについては、2024 年 10 月に公表した中期経営戦略において策定した数値計画ではなく、最新の経営環境を反映して保守的に見積もった 5 年間の財務予測を用いておりますが、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年以降において、主力事業であるロコミサイト「エキテン」における有料掲載店舗に対する新オプションサービスの拡販による顧客単価の上昇により、売上高は徐々に増加することを見込んでいる一方で、費用につきましては引き続き抑制に努めることで横ばいとなる見通しであるこ

とから、各事業年度において営業利益が46百万円から129百万円の改善を継続することで2028年度に黒字に転換し、増加比率としては大幅な増益となることが見込まれております。また、当該財務予測は、本株式移転の実施を前提としておりません。

なお、デザインワンが、中期経営戦略において策定した数値計画は、本経営統合によって新たな計画を策定する必要があるため、取り下げられています。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、デザインワンの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	0.0130～0.0152
DCF法	0.0128～0.0169

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

GMO TECH及びデザインワンは、新たに設立する共同持株会社の株式について、2025年8月5日付で東京証券取引所に新規上場申請を行いました。上場日は、2025年10月1日を予定しております。また、GMO TECH及びデザインワンは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2025年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

GMO TECH及びデザインワンは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

i. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

GMO TECHは、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてAGS FASを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率に関する算定書を取得しております。他方、デザインワンは、上記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてFRIQを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率に関する算定書を取得しております。

なお、GMO TECH及びデザインワンは、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii. 独立した法律事務所からの助言

GMO TECHは、両社から独立した法務アドバイザーである三浦法律事務所から、GMO TECHの本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。他方、デザインワンは、両社から独立した法務アドバイザーである堂野法律事務所から、デザインワンの本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

なお、三浦法律事務所及び堂野法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、GMO TECHとデザインワンとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 剰余金の配当の基準日

会社の定款には、剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする旨の定めが置かれる予定です。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

GM0 TECH

GM0 TECHの普通株式の株主が、その有するGM0 TECHの普通株式につき、GM0 TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会（本株式移転計画の承認議案が付議される種類株主総会を含みます。以下本(1)において同じ。）に先立って本株式移転に反対する旨をGM0 TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GM0 TECHが、上記臨時株主総会の決議の日（2025年7月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主が、その有するデザインワンの普通株式につき、デザインワンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデザインワンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、デザインワンが、上記臨時株主総会の決議の日（2025年7月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

GM0 TECH

GM0 TECHの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年7月30日に開催された臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、GM0 TECHの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、GM0 TECHに提出する必要があります。）。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、GM0 TECHに2025年7月29日午後7時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、GM0 TECHに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、GM0 TECHは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、デザインワンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、デザインワンに提出する必要があります。）。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、デザインワンに2025年7月29日午後6時までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、デザインワンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、デザインワンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された両社の普通株式の株主に割り当てられます。両社の普通株式の株主は、自己のGMO TECH又はデザインワンの普通株式が記録されている振替口座に、共同持株会社の普通株式が記録されることにより、共同持株会社の株式を受け取るようになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

GMO TECH

GMO TECHは、本有価証券報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

デザインワン

デザインワンは、本有価証券報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

② 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

GMO TECH及びデザインワンは、本有価証券報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③GMO TECHにおいてはデザインワンの、デザインワンにおいてはGMO TECHの最終事業年度に係る計算書類等の内容、④GMO TECHにおいてはデザインワンの、デザインワンにおいてはGMO TECHの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）の内容、並びに⑤GMO TECHにおいてはGMO TECHの、デザインワンにおいてはデザインワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、GMO TECHの本店に2025年7月15日、デザインワンの本店に2025年7月15日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2025年6月2日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、GMO TECHの2024年12月期又はデザインワンの2024年8月期の計算書類等に関する書類です。④の書類は、GMO TECHにおいてはデザインワンの2024年8月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、デザインワンにおいてはGMO TECHの2024年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑤の書類は、GMO TECHにおいてはGMO TECHの2024年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、デザインワンにおいてはデザインワンの2024年8月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日（2025年10月1日を予定）までの間に、上記①から⑤に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約締結及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年6月2日（月）
臨時株主総会に係る基準日（両社）	2025年6月17日（火）
株式移転計画承認臨時株主総会（GMO TECH）	2025年7月30日（水）

株式移転計画承認臨時株主総会(デザインワン)	2025 年 7 月 30 日(水)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	2025 年 9 月 29 日(月)(予定)
本株式移転効力発生日(共同持株会社設立登記日) 共同持株会社株式上場日	2025 年 10 月 1 日(水)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手続の進行上の必要性その他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更することがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

GMO TECH

GMO TECHの普通株式の株主が、その有するGMO TECHの普通株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会（本株式移転計画の承認議案が付議される種類株主総会を含みます。以下本①において同じ。）に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主が、その有するデザインワンの普通株式につき、デザインワンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデザインワンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、デザインワンが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② A種種類株式について

GMO TECH

GMO TECHのA種種類株式の株主が、その有するGMO TECHのA種種類株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種種類株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンは、本有価証券報告書提出日現在において、A種種類株式その他の種類株式を発行していません。

③ 新株予約権について

GMO TECH

GMO TECHは、本有価証券報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

デザインワン

デザインワンは、本有価証券報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

第2 【統合財務情報】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の共同持株会社

上記のとおり、共同持株会社には本有価証券報告書提出日現在において財務情報はありますが、両社の最終連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、両社の連結決算数値を単純に合算した数値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(百万円)	9,132
経常利益(百万円)	760
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	359

(3) 組織再編成対象会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

① GMO TECH

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
売上高 (百万円)	2,696	4,252	5,456	6,256	6,868
経常利益又は経常損失 (百万円) (△)	18	△261	206	562	948
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	14	△288	△295	405	669
包括利益 (百万円)	12	△287	△296	404	664
純資産額 (百万円)	771	484	392	806	1,222
総資産額 (百万円)	1,230	1,723	2,233	2,756	2,767
1株当たり純資産額 (円)	727.42	456.60	△148.07	241.12	633.98
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	13.25	△271.71	△282.13	368.95	614.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	298.26	490.40
自己資本比率 (%)	62.7	28.1	17.6	29.3	44.2
自己資本利益率 (%)	1.8	△45.9	△67.4	67.6	65.9
株価収益率 (倍)	152.7	△6.7	△5.7	11.0	12.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△11	62	△33	354	402
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△69	△88	△125	△135	△117
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△72	209	690	△60	△318
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	407	590	1,122	1,279	1,264
従業員数 (名)	129	162	167	213	230

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降にかかる主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第16期、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

② デザインワン

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
決算年月	2020 年 8 月	2021 年 8 月	2022 年 8 月	2023 年 8 月	2024 年 8 月
売上高 (千円)	1,924,103	1,835,887	2,250,991	2,428,748	2,264,846
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	212,963	169,550	134,889	56,438	△188,352
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	152,603	87,635	△89,822	△27,777	△310,591
包括利益 (千円)	151,797	100,119	△39,846	12,892	△284,720
純資産額 (千円)	3,105,795	3,144,384	3,098,748	3,111,661	2,857,198
総資産額 (千円)	3,382,240	3,607,683	3,720,726	3,672,705	3,311,585
1株当たり純資産額 (円)	207.56	213.18	210.15	210.99	193.37
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	10.11	5.93	△6.09	△1.88	△21.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	10.06	5.92	-	-	-
自己資本比率 (%)	91.8	87.1	83.3	84.7	86.3
自己資本利益率 (%)	5.0	2.8	△2.9	△0.9	△10.4
株価収益率 (倍)	31.75	37.77	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78,856	218,333	38,513	136,382	△100,707
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△35,647	8,106	△58,175	△97,772	△68,787
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△37,609	△66,227	△33,007	△16,594	11,412
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,404,723	2,569,223	2,521,777	2,544,752	2,376,748
従業員数 (名)					
〔外、平均臨時雇用者数〕	132 [69]	145 [78]	176 [74]	182 [75]	177 [58]

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第17期、第18期及び第19期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は出向者を除く就業人員数であり、〔 〕書は外書で臨時雇用人員(パートタイム等)の年間平均雇用人員数を記載しております。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

上記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

2025年6月2日	両社は、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。
2025年7月30日	GMO TECHは、臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。
2025年7月30日	デザインワンは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。
2025年10月1日	両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所グロース市場に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

共同持株会社は、傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日(GMO TECHについては2024年12月31日、デザインワンについては2024年8月31日)時点における事業の内容は以下のとおりです。

(1) GMO TECH

GMO TECH連結企業集団は、GMO TECH及び連結子会社のGMO ReTech株式会社等からなり、GMOインターネットグループ株式会社の連結子会社として、集客支援事業、不動産テック事業を行っております。

GMO TECHの親会社であるGMOインターネットグループ株式会社は、「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネットセキュリティ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業を行っております。GMO TECH連結企業集団は主に「インターネット広告・メディア事業」に属しております。

GMO TECH連結企業集団は、世界の人々にとって欠かせないサービスを営業、開発、サポートなどのメンバーが一致団結し創造し続けるインターネットマーケティング企業として、事業を展開しております。

インターネット分野におきましては、トレンドの変化が非常に早く、それによりお客様のニーズが絶えず変化しておりますが、そのような環境下においても、技術力を背景とした自社商材の投入を行いながら、お客様の成果にコミットする事業展開を図っております。

GMO TECH連結企業集団の事業は、創業事業であるSEOコンサルティングをはじめとするWebマーケティングや、アドテクノロジーを駆使して総合的なインターネット集客支援サービスを提供する集客支援事業及び、2020年7月に設立いたしました、連結子会社GMO ReTech株式会社の行う不動産テック事業により構成されております。

GMO TECH連結企業集団のセグメントは下記のとおりとなっております。

名称	セグメントの名称	主要サービス	概要
GMO TECH株式会社	集客支援事業	SEM※サービス	MEOサービス Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーが易く見つけやすくなる施策を行う、上位表示対策をするサービス SEOコンサルティング Yahoo!、Google検索の上位表示対策

		アフィリエイトサービス	GMO SmaAD スマートフォンアプリ及びWebサービスのプロモーションに特化したアフィリエイト（成果報酬型）広告 GMOアプリ外課金 アプリの課金について、外部サイトを通じた決済を可能にするサービス
GMO ReTech株式会社	不動産テック事業	GMO賃貸DX	賃貸オーナー・入居者向けのアプリケーションプラットフォームや、不動産賃貸手続きにおける契約の電子化サービスなどの提供

※SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEOやリスティング広告を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。
 （事業の内容について）

(1) 集客支援事業

集客支援事業として、SEMサービス、アフィリエイトサービスを展開しています。

① MEOサービス

Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーが見つけやすくなる施策を行う、上位表示対策をするサービスを提供しております。

② SEOコンサルティング

クライアントのホームページを検索エンジンの上位に表示するSEO事業はGMO TECH創業からの事業です。コンサルティング型・成果報酬型・月額固定型等の商品体系により展開しております。

③ GMO SmaAD

スマートフォン向け成果報酬型広告サービスです。広告主様には集客と効果検証、媒体主様には収益化プラットフォームを提供しております。国内外の豊富なメディア・広告ネットワークと連携し、費用対効果の高い広告出稿・配信を行います。

④ GMOアプリ外課金

アプリ事業者がアプリ内課金に依存せず、Webサイトを通じてデジタルコンテンツを販売できるサービスです。決済手数料を削減しアプリ収益を向上させるだけでなく、GMO SmaADと連携することでアプリユーザーの獲得も可能です。

⑤ その他集客支援広告

Google AdWords広告やYahoo!スポンサードサーチ広告に加え、Webサイトやモバイルアプリの広告掲載場所に対して多彩なフォーマットで広告表示するディスプレイ広告、また、近年利用者が急増しているソーシャル広告の運用代行を提供しております。また、集客メディアの開発や運営も行っております。

(2) 不動産テック事業

不動産テック事業として、賃貸オーナー・入居者向けのアプリケーションプラットフォームや、不動産賃貸手続きにおける契約の電子化サービスなどの事業を展開しています。

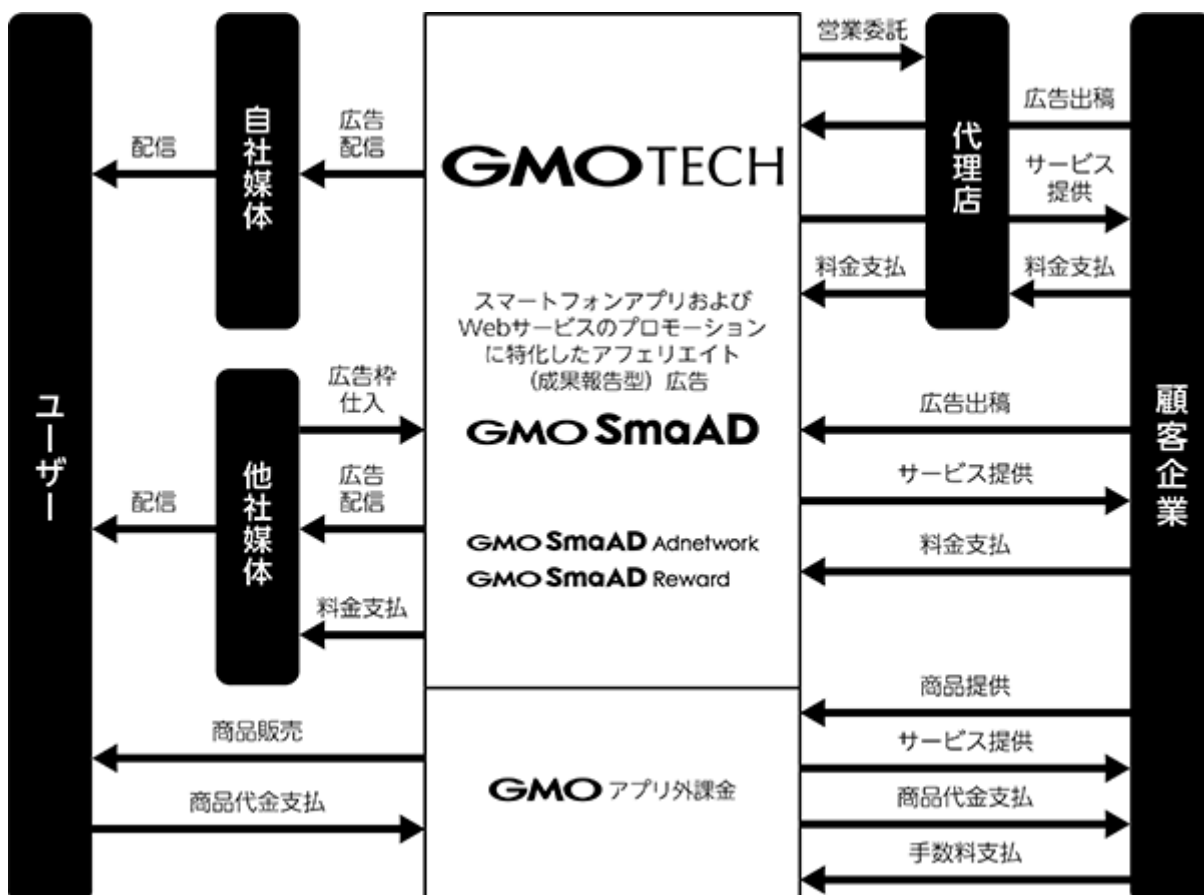
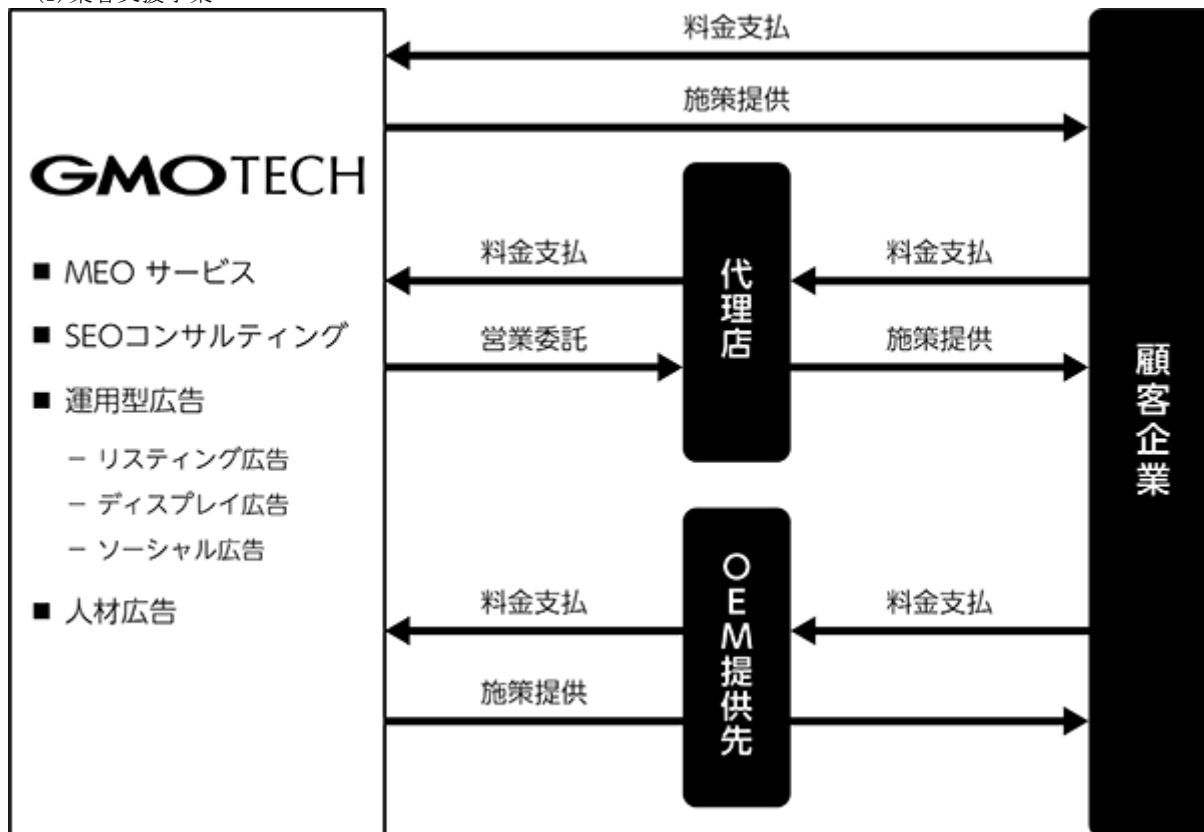
GMO賃貸DX

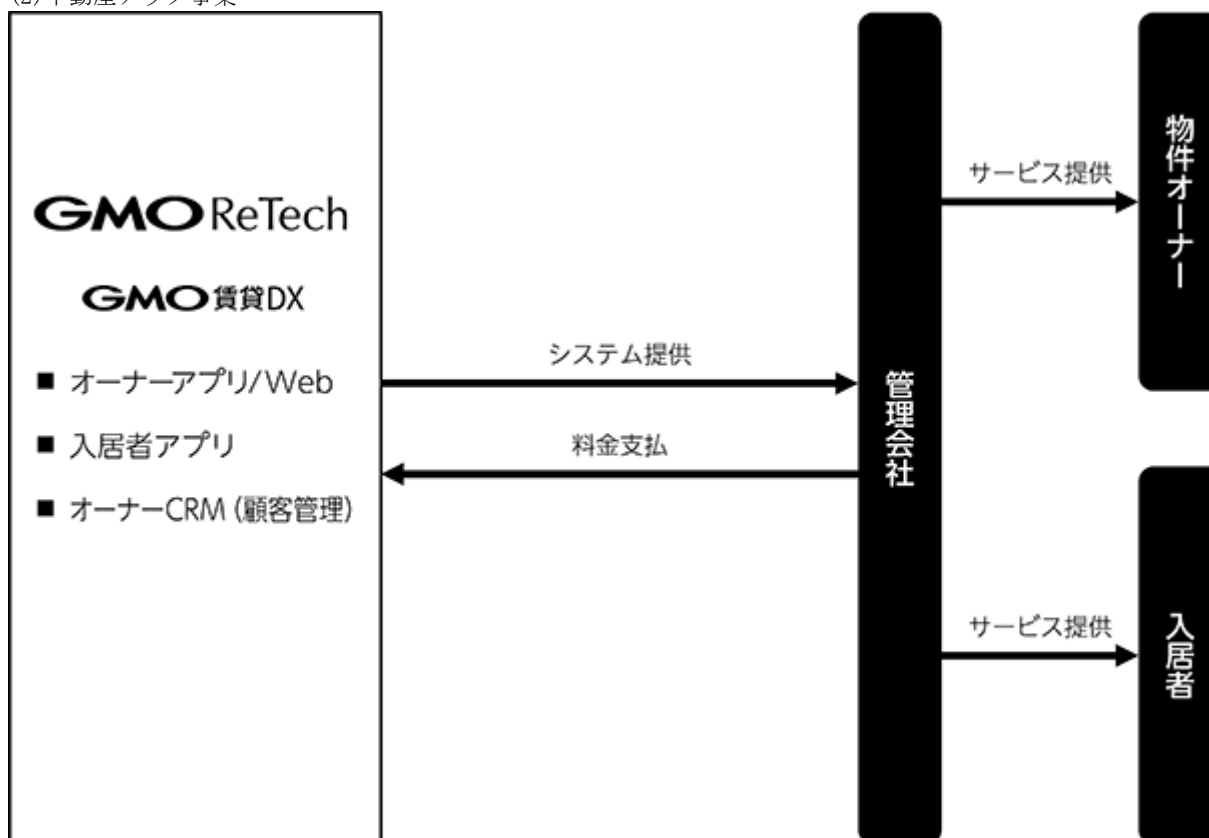
不動産管理会社と不動産オーナー間で発生するコミュニケーションをスマートフォンアプリ上で行える「GMO賃貸DX オーナーアプリ」及び、不動産管理会社と入居者との間で発生する様々なコミュニケーションをアプリ上で行える「GMO賃貸DX入居者アプリ」を提供しております。また、不動産管理会社の売上向上を実現する「GMO賃貸DX オーナーCRM」を提供しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次の通りであります。

(1) 集客支援事業





(2) デザインワン

デザインワン連結企業集団は、「世界を、活性化する。」ことをコーポレートミッションに掲げ、「中小事業者のアクセラレーター」となるべく、様々なサービスを提供しております。

ア. インターネットメディア事業

デザインワンの主力事業である「エキテン」とオコマリ株式会社による事業であります。

① デザインワン～エキテン事業

「エキテン」は、店舗情報に店舗利用者による「口コミ」という情報を付加して発信するCGM※サイトであり、デザインワンはインターネットメディア事業として、日本全国の店舗に対しては集客支援サービスを、日本全国のインターネットユーザーに対しては多業種に渡る店舗検索サービスを提供しております。

店舗にとって「エキテン」は、インターネット上に情報発信を行うための場であるとともに、自店舗に対する感想・評価を口コミとして収集し、集客、販売や経営に活用するためのツールでもあります。他方、エキテンを利用するユーザー（以下、ユーザーという）にとって「エキテン」は、多業種に渡る店舗検索サービスを利用することで、自身のニーズを満たす店舗を探し当てたり、利用した店舗の感想・評価を発信したりして、利便性を図るためのメディアであります。

※CGM (Consumer Generated Media)：消費者生成メディア。インターネットなどを通して消費者がその内容を生成するメディアのこと。

「エキテン」は、日本全国の店舗を対象に、店舗情報の有料掲載プラン及び無料掲載プランを提供しております。どちらのプランにおいても、店舗自らが「エキテン」への掲載登録を行うことで、「エキテン」に掲載する店舗情報を随時登録、変更することが可能となります。詳細な店舗情報を「エキテン」に登録することで、集客効果が期待されるとともに、訴求力の高い店舗利用者の口コミを収集、発信することが併せて期待されることとなります。

有料掲載プランは、詳細な店舗情報を掲載することが可能となっており、店舗情報を掲載する上で必要な「エキテン」における機能及びサービスを利用することができます。なお、同プランを利用する店舗に対しては、情報掲載量をさらに拡充できるオプションプランも提供しております。

無料掲載プランは、利用料金が無料である一方、「エキテン」において利用することができる機能が限定されており、店舗情報についても、有料掲載プランと比べて掲載できる情報の量が限定的となっております。

なお、「エキテン」における有料掲載店舗数及び無料掲載店舗数の推移は以下のとおりであります。

	2021年8月末	2022年8月末	2023年8月末	2024年8月末
有料掲載店舗数	17,329店	18,176店	16,442店	14,023店
無料掲載店舗数	268,459店	289,443店	305,346店	323,383店

他方、「エキテン」はユーザーに対して、店舗検索をはじめ、様々なサービスを提供しております。「エキテン」を利用するユーザーは、「エキテン」上に掲載された健康・美容・リラクゼーション業等150種以上の多業種に渡る店舗情報の閲覧や、店舗検索サービスの利用ができます。店舗検索においては、「駅」や「市区町村」といった地域と業種等をキーワードに、自身が求める店舗を探し当てることができます。

また、ユーザーは店舗を利用した感想や店舗への評価を、口コミ投稿を通して発信することができます。口コミはリアルな情報発信というユーザーの自己表現の場であるとともに、店舗へサービス改善を促す機会を得ることにもつながっております。

その他、ユーザーは、店舗が掲載したクーポンの利用や、店舗のオンライン予約も「エキテン」を通じて行うことができます。ユーザーはこれら「エキテン」の全機能を無料で使用することが可能となっております。

② オコマリ株式会社

オコマリ株式会社は、遺品整理・不用品回収、片付け・清掃、庭の手入れ・小規模リフォーム等の出張型生活サービスを提供する中小事業者と、こうした事業者への依頼を検討する一般消費者とのマッチングサービス「オコマリ」を運営しております。

イ. DXソリューション事業

デザインワン、デザインワン子会社であるNitro Tech Asia Inc Co. Ltd. 及び株式会社イー・ネットワークスによる事業であります。

① デザインワン、Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.

日本国内においては、システムエンジニアの供給不足が課題となっております。デザインワンは、ベトナムのダナンにあるシステムの開発企業で、低コストで高品質なオフショア開発・ラボ型開発等で長年実績のある子会社のNitro Tech Asia Inc Co. Ltd. を活用して、日本企業向けにシステム受託案件を拡大しており、Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd. は「エキテン」をはじめとするデザインワンのサービスを支える第二の開発拠点としての役割も担っております。

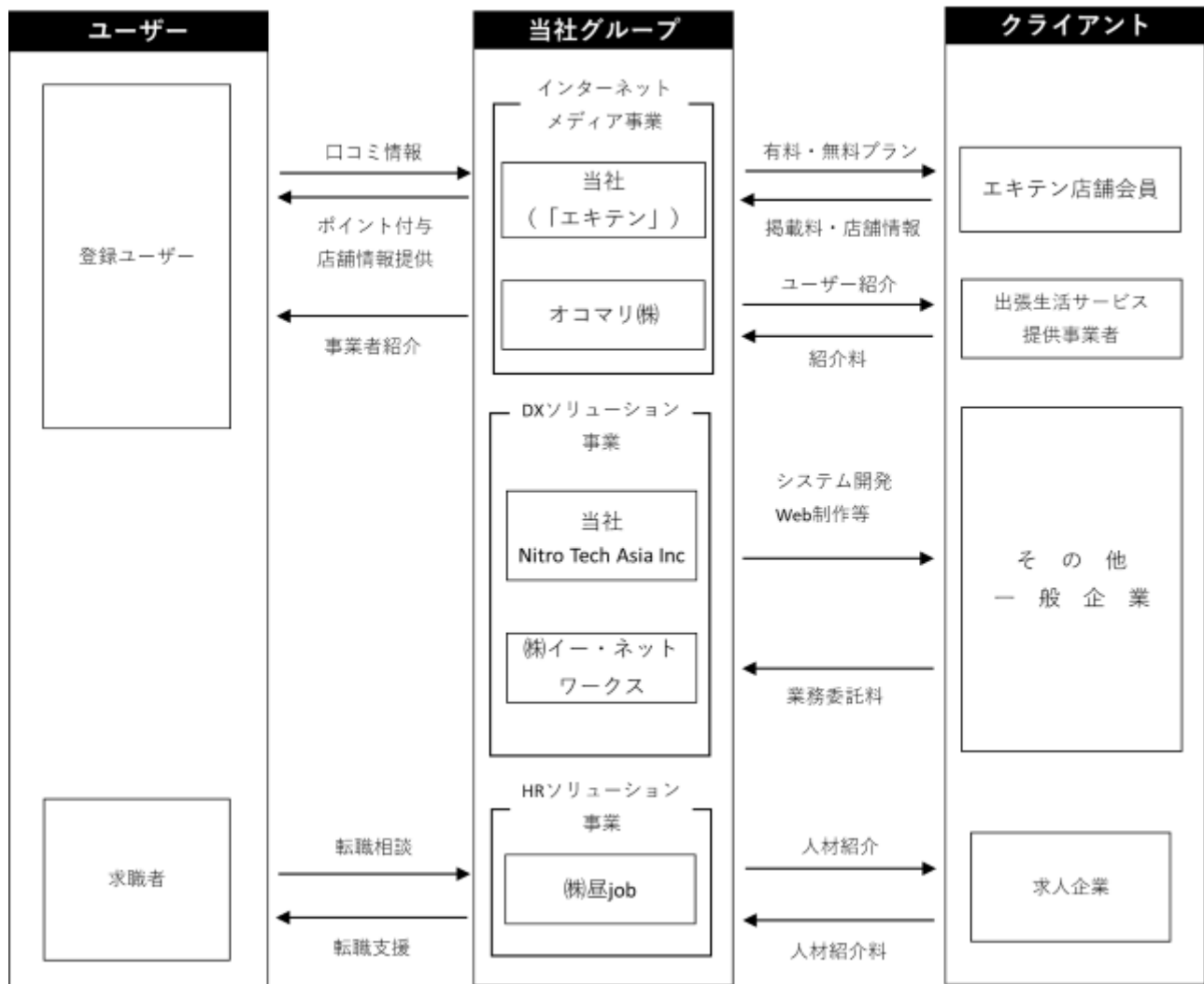
② 株式会社イー・ネットワークス

株式会社イー・ネットワークスは、岡山県を拠点にWeb 制作・受託開発・ホスティング/サーバ関連サービス・自社ASP/SaaS といった各種 IT 関連サービスを幅広く展開しております。顧客としては、中国地方の官公庁、教育機関、地元有力企業、中小・中堅企業に加えて、東京を起点として全国規模の企業にも展開しております。

ウ. HRソリューション事業

デザインワン子会社である株式会社昼jobによる事業であります。店舗をはじめとする中小事業者においては、競争激化によるコスト削減が求められる一方で、人材確保が重要な課題となっております。デザインワン連結企業集団は、ナイトワーク出身の求職者に特化した人材紹介サービスを展開している同社を通じて、低価格帯で独自性の高い人材紹介サービスを提供しております。

なお、事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券報告書提出日現在において関係会社はありませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりです。

① GMO TECH

ア. 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
集客支援事業	206
不動産テック事業	24
合計	230

(注) 従業員数は就業人員数であります。

イ. GMO TECHの状況

2024年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
206	33.0	3.2	5,935

セグメントの名称	従業員数(名)
集客支援事業	182
全社(共通)	24
合計	206

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部等に所属しているものであります。

② デザインワン

ア. 連結会社の状況

2024年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットメディア事業	44 [50]
DX ソリューション事業	113 [3]
HR ソリューション事業	4 [2]
全社(共通)	16 [3]
合計	177 [58]

(注) 1 従業員数は、デザインワン連結企業集団からデザインワン連結企業集団外への出向者を除く就業人員であります

2 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員（パートタイム含む）の最近1年間の平均雇用人員であります。

3 全社(共通)は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。

イ. デザインワンの状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65 (52)	35.9	6.3	5,410

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットメディア事業	41 [48]
DX ソリューション事業	8 [1]
HR ソリューション事業	- [-]
全社(共通)	16 [3]
合計	65 [52]

(注) 1 従業員数は、デザインワンから他社への出向者を除く就業人員であります

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員（パートタイム含む）の最近1年間の平均雇用人員であります。

4 全社(共通)は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日時点における労働組合の状況につきましては、両

社いずれも労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

ア. GMO TECH

当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性従業員 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取 得率(%) (注) 2、3	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注) 1、2			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
33.3	—	76.8	77.2	32.6	「男女の賃金差異」におい て、賃金制度における性別に よる処遇の差はありません。

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したもので
す。なお、管理職に占める女性従業員の割合は2024年12月31日現在の数値となっております。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基
づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省
令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

3 男性労働者の育児休業取得率については、当事業年度における該当者がいないため、「—」で表示しております。

4 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務
の対象ではないため、記載を省略しております。

イ. デザインワン

デザインワン及びデザインワンの連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27
年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律
第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の概要につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)及び半期報告書(GMO TECHについては2025年8月7日提出、デザインワンについては2025年4月11日提出)をご参照ください。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となるGMO TECHのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、GMO TECHの有価証券報告書(2025年3月19日提出)をご参照ください。また、完全子会社となるデザインワンのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、デザインワンの有価証券報告書(2024年11月28日提出)をご参照ください。

3 【事業等のリスク】

共同持株会社は本有価証券報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、共同持株会社連結企業集団の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本有価証券報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

共同持株会社の設立は2025年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) GMO TECHの事業等のリスク

GMO TECH連結企業集団の事業展開上のリスク要因となる可能性のある主な事項について記載しております。また、必ずしも重要なリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要と判断した事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。GMO TECH連結企業集団はこれらのリスクの可能性を考慮した上で、リスクの発生の回避や分散、または問題が発生した場合の対応について最大限努めて参ります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載のない限り、有価証券報告書提出日(GMO TECHについては2025年3月19日提出)現在においてGMO TECH連結企業集団が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。また、2025年6月30日までの中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、下記の事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(事業環境に関するリスク)

① インターネット広告市場について

インターネット広告費市場は、利用者の増加、インターネット閲覧可能な端末の普及、企業等の活動におけるインターネットの利用増加により成長を続けて参りました。2024年度のインターネット広告媒体費は前年度から8.4%拡大し、2.9兆円を超える見込み(※1)であります。このような傾向は、今後も継続していくと考えております。

(※1)出所：電通グループ4社 2024年3月発表「2023年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」

しかしながら、広告市場は景気の変動等による業況感の悪化や広告主の広告戦略の変化などによる影響を受け易い状況にあるため、インターネット広告を含む広告出稿全般が低減した場合、GMO TECHの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新への対応について

GMO TECH連結企業集団が提供する事業領域の商材は、広告効果を向上させるために表示方法や販売手法などに関し様々な取り組みが常日頃から行われ、加えてAI（人工知能）など新しい技術も頻繁に導入されております。またスマートフォン関連サービスにおいては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が早く、ブロックチェーンやIoT技術など新しいテクノロジーを採用した新サービスが常に生み出されております。GMO TECH連結企業集団においてもこれらの変化に素早く対応していく必要があります。

このためGMO TECH連結企業集団ではエンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備に加え、AIを含めた新しい技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、新しい広告手法や新技術の変化への対応が遅れた場合、またはGMO TECH連結企業集団のサービスもしくは使用している技術等が陳腐化した場合、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合に関して

インターネット広告業界においては複数の競合会社が存在し、市場の拡大とともにプレイヤーが増加しております。更なるプレイヤーの増加や競争の激化、その対策のためのコスト負担等により、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

不動産テック事業においても競合会社の参入により競争の激化、その対策のためのコスト負担等により、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 法規制について

現在のところGMO TECH連結企業集団の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はございませんが、インターネット関連分野においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（2002年5月施行）や、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（2000年2月施行）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（2008年6月成立）等の法的規制が存在しているほか、個人情報の取扱いなどについては、「個人情報の保護に関する法律」（2003年5月成立）等が存在しております。また、インターネット上のプライバシー保護の観点からクッキー（ウェブサイト閲覧者のコンピューターにインストールされ、ユーザーのウェブ閲覧履歴を監視するテキストファイル）に対する規制など、インターネット利用の普及に伴って法的規制の在り方等については検討が引き続き行われている状況にあります。このため、今後、インターネット関連分野において新たな法令等の制定や、既存法令等の改正等による規制強化等がなされた場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（事業に関するリスク）

① プラットフォームビジネスについて

GMO TECH連結企業集団は、PC・モバイル（スマートフォン）のプラットフォームにおける集客支援事業を運営しております。

アフィリエイト事業のスマートフォン向け広告配信「GMO SmaAD」については、Apple Inc.の運営するAppStore及びGoogle Inc.の運営するGoogle Playといったアプリストアにおける集客支援を実施しております。合わせて、SEOコンサルティングサービスは、Google・Yahoo!の検索プラットフォームへの集客支援対策を実施しております。

GMO TECH連結企業集団の事業モデルは、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社のプラットフォーム及びGoogle・Yahoo!

の検索プラットフォームへの依存が大きいと言えます。これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 集客支援事業における有力な広告媒体の獲得について

GMO TECH連結企業集団は有力な広告媒体の確保に向けて、WEB全般及びアプリストア（AppStore/Google Play）へのマーケティングを徹底し、有力媒体との関係性を密にすることで有力媒体の確保に努めております。今後も引き続き新規媒体の獲得や既存媒体の関係強化に向けて注力して参ります。また、媒体の獲得については、国内の媒体のみではなく、海外の媒体の獲得にも努めております。

しかしながら、有力な媒体の確保がなされなかった場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 不動産テック事業について

GMO TECH連結企業集団の新規参入事業である不動産テック事業においては、不動産取引においての様々な法律が関わってまいります。社会情勢の変化に応じてこれらの法制度の改正、強化、解釈の変更などが想定されます。GMO TECH連結企業集団は、諸法令に対し、遵法を旨として経営にあたっておりますが、その対応により新たな負担の発生や事業展開の変更を求められることも予測され、GMO TECH連結企業集団の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ GMO TECH連結企業集団営業活動による代理店について

GMO TECH連結企業集団は、集客支援事業において、自社営業によりクライアントを獲得しておりますが、一部クライアントにおいては代理店も活用しております。現在、自社営業スタッフを新規採用し研修を実施する等、営業力のさらなる強化に努めておりますが、代理店を通じた販売が拡大する場合、代理店への手数料変更や代理店の事業戦略の転換等による利益率の低下などにより、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システム上のトラブル・サーバクラッキングについて

GMO TECH連結企業集団の事業は携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故、アクセスの増加等の一時的な過負荷等によって通信ネットワークが切断された場合には、正常なサービス提供等に支障が生じ又はシステムが停止する可能性があります。

またGMO TECH連結企業集団のシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、データセンターへの電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合や、ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 事業への投資について

GMO TECH連結企業集団は常に変化するインターネットビジネスにおいて新たな事業領域にスピード感をもって参入することにより事業成長を続けております。しかしながらこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因でもGMO TECH連結企業集団のリスク要因となる可能性があります。加えて新規事業への参入のため、新たな人材の採用、システムの購入や開発、営業体制の強化など追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには長期的な時間が必要とされることがあります。

また、新規に参入した事業の市場の拡大スピードや成長規模によっては、GMO TECH連結企業集団が想定していた成果を挙げるができないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分損や減損の発生等により、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

① 特定人物への依存について

GMO TECH連結企業集団の事業の推進者は代表取締役社長CEOである鈴木明人であります。同氏はGMO TECH連結企業集団の創業者であり、経営方針や戦略の決定をはじめ、開発、営業、財務の各方面において重要な役割を果たしております。

GMO TECH連結企業集団は取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や事業部制による権限委譲を進めるなど組織の強化を図り同氏に過度に依存しない体制の構築を進めている段階であり、縮小傾向にあるとはいうものの、同氏の属人的な能力に依存している面があります。何らかの理由により同氏がGMO TECH連結企業集団の経営執行を継続することが困難になった場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制の充実について

GMO TECH連結企業集団は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものとなっております。GMO TECH連結企業集団は、今後の事業展開に応じて、採用・人材育成により業務執行体制の強化・充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が計画通りに進まなかった場合には、GMO TECH連結企業集団の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

またGMO TECH連結企業集団は、今後の事業拡大に対応するためには内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しておりますが、事業規模に適した内部管理体制の構築が計画通りに進まなかった場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 有能な人材の確保・育成について

GMO TECH連結企業集団は今後の事業展開や企業規模の拡大に伴い、幅広く優秀な人材を採用し続けると同時に、社員のスキル向上を図った教育体制を構築することが、今後の事業成長の重要な要素であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が必要であると考えており、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長可能性が高いと判断できる人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持の必要性を強く認識しております。しかしながら、GMO TECH連結企業集団の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスクについて)

① 親会社グループとの関係について

ア GMOインターネットグループにおける位置付け

GMO TECH連結企業集団は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社を中心とした企業集団（以下、GMOインターネットグループ）に属しております。同社はGMO TECH連結企業集団の議決権の54.3%（2024年12月31日時点）を保有する筆頭株主であり、「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネットセキュリティ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業を行っております。

GMO TECH連結企業集団は、GMOインターネットグループのインターネット広告・メディア事業におけるインターネット広告事業に属しております。

GMO TECH連結企業集団は、スマートフォン向けアドネットワークサービス及びSEMメディア開発の技術的中核を担っており、GMO TECH独自ブランドでSEOサービスを販売する他、GMOインターネットグループで行うSEOサービスの一部についてもOEMによるGMO TECHからのサービスの提供を行っております。よって、GMOインターネットグループのGMO TECH連結企業集団に対する基本方針等に変更が生じた場合には、GMO TECH連結企業集団の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ GMOインターネットグループとの取引について

2024年12月期におけるGMO TECH連結企業集団のGMOインターネットグループ連結企業集団各社との主な取引関係は

以下の通りです。なお、2024年12月期におけるGMOインターネットグループ連結企業集団各社との販売取引は全体の5.0%、仕入取引は5.3%であります。

種類	会社等の名称又は氏名	資本金 又は出資 金 (百万 円)	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金 額 (百万 円)
親会社	GMOインターネットグループ(株)	5,000	インターネット 総合事業	SEOサービス等の提供 (注1の(1))	181
同一の親会社を 持つ会社	GMOグローバルサイン・ホール ディングス(株)	916	クラウド・ホスティング サービス等	サーバー利用料等の支払等 (注1の(1))	86
子会社	GMO ReTech(株)	100	不動産テック事業	受取利息(注1の(2))	16
				業務受託収入(注1の(3))	4
				通算税効果額	39

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) GMO TECH連結企業集団と関連を有しない会社との取引と同様に、市場価格及び取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
- (2) 受取利息については、貸付金にかかるものであり、GMO TECHの借入金利をふまえて利率を合理的に決定しております。
- (3) 業務受託収入については、GMO TECHがGMO ReTech(株)より事業活動にかかる管理部門業務を委託されたことに伴う収入であり、その取引価額については他社の一般取引条件及び管理業務に従事するGMO TECH従業員の給与等を勘案し、合理的に決定しております。

ウ GMOインターネットグループとの役員の兼務関係について

2024年12月31日時点におけるGMO TECH連結企業集団の役員9名のうち、GMOインターネットグループ(株)または兄弟会社の役員を兼ねる者は2名であり、その者の氏名、GMO TECH連結企業集団及び親会社(または兄弟会社)における役職、兼任の理由は以下の通りです。

氏名	GMO TECHに おける役職	親会社または兄弟会社における役職		兼任の理由
熊谷 正寿	取締役会長 (非常勤)	GMOインターネットグループ(株)	代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO	GMO TECH事業に関する助言を得ることを目的としたものであります。
		GMOペイメントゲートウェイ(株)	取締役会長(非常勤)	
		GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)	取締役会長(非常勤)	
		GMOアドパートナーズ(株)	取締役会長(非常勤)	
		GMOベパボ(株)	取締役会長(非常勤)	
		GMOリサーチ&AI(株)	取締役会長(非常勤)	
		GMOメディア(株)	取締役会長(非常勤)	
安田 昌史	取締役 (非常勤)	GMOインターネットグループ(株)	取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括	GMO TECH事業に関する助言を得ることを目的としたものであります。
		GMOペイメントゲートウェイ(株)	取締役(非常勤)	
		GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)	取締役(非常勤)	
		GMOアドパートナーズ(株)	取締役(非常勤)	
		GMOリサーチ&AI(株)	取締役(非常勤)	
		GMOフィナンシャルホールディングス(株)	取締役(非常勤)	

		GM0メディア(株)	取締役（非常勤）	
		GM0あおぞらネット銀行(株)	社外取締役	

エ 親会社からの独立性の確保について

GM0 TECH連結企業集団が事業活動を行う上で、「重要な決議事項」に限り親会社であるGM0インターネットグループ(株)に事前通知することとなっておりますが、GM0 TECH連結企業集団は各事業における営業活動等、すべての業務を独自に意思決定し事業展開しております。またGM0インターネットグループ(株)からの役員の兼務状況はGM0 TECH独自の経営判断を妨げるものではなく、経営の独立性は確保されていると認識しております。

② 訴訟リスクについて

GM0 TECH連結企業集団は2024年12月31日時点で第三者からの訴訟を提起される事案はございません。しかしながら、GM0 TECH連結企業集団が事業展開を図る上で、クライアント等による違法行為やトラブルに巻き込まれた場合、もしくはシステム障害等によってクライアント等に損害を与えた場合等、GM0 TECH連結企業集団に対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。

また、インターネットビジネス自体の歴史が浅く、新たに発生した又は今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。

一方、GM0 TECH連結企業集団が第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合に、第三者の権利侵害からGM0 TECHが保護されない可能性や、訴訟等によるGM0 TECH連結企業集団の権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。係る場合には、その訴訟等の内容又は請求額によっては、GM0 TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権等に関する侵害について

GM0 TECH連結企業集団は管理部・法務にて、GM0 TECH連結企業集団が他社の知的財産権等を侵害していないかの確認を実施しております。GM0 TECH連結企業集団が事業活動を行うプロセスにおいて使用しているソフトウェア及びシステムは第三者の知的財産権等を侵害するものではないと認識しております。しかしながら不測の事態、あるいは何らかの不備により第三者の知的財産権等を侵害してしまう可能性、ないしGM0 TECH連結企業集団が使用する技術について侵害を主張され、防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生する可能性があります。また、将来GM0 TECH連結企業集団による特定のサービスの提供もしくは特定の技術の利用に制限が課せられ、GM0 TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 自然災害等について

GM0 TECH連結企業集団では、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、サーバ稼働状況の常時監視等によりトラブルの防止又は回避に努めておりますが、GM0 TECH連結企業集団の本店所在地である東京都における大地震や入居しているテナントビルにおいて火災等の自然事故が発生した場合、GM0 TECH連結企業集団設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、GM0 TECH連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) デザインワンの事業等のリスク

デザインワンの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、以下の記載事項は、有価証券報告書提出日(デザインワンについては2024年11月28日提出)現在においてデザインワン連結企業集団が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、2025年2月28日までの中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、下記の事業等のリスクについての重要な変更はありません。

デザインワンでは、リスク管理委員会においてリスクを重要度や発生頻度により評価・分類した上で、リスクの影響を最小化するための活動を推進しております。

(事業環境について)

① インターネット関連市場について

デザインワン連結企業集団はインターネットメディア事業を主たる事業としており、デザインワン連結企業集団の事業の継続的な成長と発展には、インターネット広告関連市場の拡大が必要であると考えております。

しかしながら、技術革新の遅れ、インターネットの利用を制約するような新たな法的規制導入、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、デザインワン連結企業集団の予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害され、デザインワンサービスの利用が低迷した場合、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

美容、グルメ情報等の店舗情報検索サイトを運営する競合企業は多数存在しており、また参入障壁が低いため比較的簡単に店舗情報検索サイトを開設することが可能です。デザインワン連結企業集団は「エキテン」において、集客支援サービスの無料又は有料での提供、利便性の向上及び提供機能の拡充により店舗会員数を増やし、また、多業種に渡る店舗情報の提供、検索機能追加等のサイトリニューアルによるユーザビリティ向上によりサイト利用者数を増やす等、市場での優位性確立と他社との差別化を図ってまいりました。

デザインワン連結企業集団は今後も継続して掲載情報の質と量の充実を図り、店舗会員数及びサイト利用者数の拡大に努めてまいります。企画力・開発力・資金等を潤沢に持つ企業が新規参入・事業拡大することで、デザインワン連結企業集団が優位性を保てなくなった場合には、競争激化による収益力の低下や広告宣伝費等の経費の増加等により、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新への対応について

デザインワン連結企業集団の事業が属するインターネット関連分野においては、活発な技術革新が行われているため、デザインワン連結企業集団としても、これに対応すべく、業界の動向を注視しつつ、迅速にシステム開発を実施する体制をとっております。

しかしながら、近年におけるITの進歩はめまぐるしく、予期しない技術革新等があった場合、それに対応するために多額のシステム開発費用が追加的に発生する可能性があります。また、システム開発等を適切に行うことができなかった場合には、デザインワン連結企業集団の提供するサービスの陳腐化による技術的優位性や競争力の低下、あるいはサイト利用者や店舗会員等のサイトの満足度の低下により、利用者数や店舗会員数の減少を招く可能性があります。そのような事態が発生した場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 検索エンジンへの対応について

インターネットユーザーの多くは、検索エンジンを利用して必要な情報を入手しております。デザインワン連結企業集団の運営するサイト「エキテン」においても、特定の検索エンジン経由の誘導、集客が多く、「エキテン」への集客は検索エンジンの表示結果（順位）に依存しております。この結果は、すべて各検索エンジン運営者のロジックや判断によるものであり、そのロジックや判断にデザインワン連結企業集団が関与する余地はありません。

デザインワン連結企業集団は、検索エンジンの検索結果において上位に表示されるべく、SEO等の必要な対策を講じておりますが、検索エンジン運営者が検索結果を表示する方針、ロジックを変更することなどにより、SEOが十分に機能せず、検索結果の表示がデザインワン連結企業集団にとって優位に働かない状況が生じる可能性も否定できず、その場合は「エキテン」への集客効果が低下し、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性が

あります。

⑤ 自然災害や感染症等による影響

デザインワン連結企業集団は、自然災害や感染症等による影響を最小限に留めるため、事業継続計画（BCP）の策定及び社員の安否確認体制の構築等、必要とされる対策を講じておりますが、被害を完全に回避できるものではなく、大規模な台風や地震等の自然災害、感染症や疫病の流行、テロ、停電、火災、事故等の不測の事態が発生した場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（事業内容について）

① サイト内の書き込みについて

デザインワン連結企業集団の運営するサイト「エキテン」では、サイト利用者が、利用した店舗の感想や評価を口コミとして投稿しております。サイト利用者から投稿を受け付ける際は、利用規約等をサイト上に明示し、投稿が適切なものとなるよう注意を促しております。また、投稿された口コミに対しては全件審査を実施しており、事実に基づかない恣意的な投稿、誹謗中傷、嫌がらせ、知的財産権の侵害及び公序良俗に反する内容等の明らかに不適切な投稿を発見した場合は当該投稿を削除する等、一定の基準に基づいて不適切な投稿を規制し、サイトの健全性の維持に努めております。

しかしながら、サイト内での不適切な投稿について、デザインワン連結企業集団の対応が不十分だった場合、あるいは、不適切な投稿に起因するトラブルが適切に解決されない場合には、サイト利用者及び店舗等の支持が低下する可能性及びサイト運営者としてのデザインワン連結企業集団の法的責任が問われる可能性があり、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 「エキテン」に掲載される店舗情報について

デザインワン連結企業集団の運営するサイト「エキテン」では、インターネットを通して店舗情報を提供することから、これらの店舗情報の充実や利便性の向上を図るとともに、店舗情報自体の適切性、正確性が確保されるよう努める必要があります。

「エキテン」に掲載される店舗情報については、各種法令やその制定趣旨に鑑みたデザインワン連結企業集団独自の審査基準による確認体制を構築しており、公序良俗に反した店舗情報の排除や、法令違反、事実に基づかない記述並びに知的財産権の侵害等の審査基準に抵触した店舗情報に対しては、当該店舗情報の是正や削除等、一定の基準に基づく対処を講じることで、サイトの健全性を維持し、ユーザーに対して適正かつ正確な店舗情報の提供に努めております。

しかしながら、人為的な過失等の要因により「エキテン」に掲載した店舗情報に不備があった場合、あるいは、サイト内での不適切な店舗情報の掲載についてデザインワン連結企業集団の対応が不十分だった場合には、サイト利用者及び店舗等の支持が低下する可能性及びサイト運営者としてのデザインワン連結企業集団の法的責任が問われる可能性があり、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 「エキテン」による収入への依存について

デザインワン連結企業集団の主たる収入は、「エキテン」によるものであり、当連結会計年度の売上高に占める依存度は高い状況にあります。「エキテン」に続く収益の柱となる新規事業開発のための投資を今後も継続して参りますが、競争の激化や法的規制の強化等の予期せぬ事象により「エキテン」の利便性が低下し同収入が減少した場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在の「エキテン」の有料店舗会員は、特に療術業界及びリラクゼーション業界に属する店舗が多く、「エキテン」有料掲載業種の更なる多様化推進に努めておりますが、当該業界の広告宣伝活動の冷え込みや、他社サービ

スとの競合による掲載料相場の下落等があった場合、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報管理について

デザインワン連結企業集団は、サービスの提供にあたり登録ユーザー及び顧客店舗の個人情報を多数保有していることから、個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。2013年2月にはプライバシーマークを取得し、このプライバシーマークの運用規程に従って、社内での個人情報の取扱い、管理についてルール化し、役職員の教育を行い、その徹底を図っております。

しかしながら、外部からの侵入者やデザインワン連結企業集団の関係者の故意又は過失によりユーザーの個人情報が流出する等の問題が発生した場合には、デザインワン連結企業集団への損害賠償請求や信用の低下により、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法的規制について

デザインワン連結企業集団の事業に対する主な法規制として、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

電気通信事業法においては、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、デザインワン連結企業集団は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、一定の要件のもと、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報を開示する義務を課されております。また、権利を侵害した情報をデザインワン連結企業集団が媒介したことを理由として、損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、デザインワン連結企業集団には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる努力義務が課されております。

この他、デザインワン連結企業集団の運営するサイト「エキテン」に掲載される業種や業界に対して、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」や、「医療法」等の各種法令・ガイドライン等の規制がありますが、デザインワン連結企業集団では、これらの制定趣旨に基づいて「エキテン」に掲載される情報に係るルールを設け、サイトの健全性が保たれるよう「エキテン」を運営しております。

今後、これらのデザインワン連結企業集団の事業又は掲載業種を規制する既存法令等の解釈変更又は自主ルールの整備、あるいは新たな法令等の制定等がなされた場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(事業体制について)

① システム障害について

デザインワン連結企業集団では、主としてインターネットを利用したサービス提供を行っており、サービスの信頼性等の観点から、稼働状況の常時監視、定期的なバックアップの実施、サーバーの負荷分散、クラウドサービスの活用等により、システム障害等のトラブルの発生の防止及び回避を図っております。

しかしながら、デザインワン連結企業集団の運営するサイト「エキテン」へのアクセス集中による一時的な過負荷や電力供給の停止、クラウドサービスの停止、ネットワーク機器の故障、外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、デザインワン連結企業集団の役職員による操作過誤、事故、火災、自然災害等、デザインワン連結企業集団の予測不可能な様々な要因により、コンテンツや口コミ、投稿者を管理しているサーバーやシステムへの何らかのトラブルが発生し、利用者への情報提供が適切に行われない事態が生じた場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネットメディア事業の売上高集計プロセスは、有料掲載申込・契約に基づき管理システムによって

生成された売上データを財務会計・報告システムに入力することにより売上高が計上される仕組みとなっているため、上記の要因により当該システムが正常に機能しない場合は、売上高引いては利益の計上において虚偽表示が生じる可能性があります。デザインワン連結企業集団はこれを防止するために、IT統制の徹底に努めておりますが、これが不十分だった場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 紛争・係争について

デザインワン連結企業集団は、事業展開にあたり、内部統制の強化と社会的道德の遵守を含めたコンプライアンスの強化及び各種リスクの低減に努め、必要に応じて弁護士等の専門家の助言等を受けております。本書提出日現在、デザインワン連結企業集団の業績に影響を及ぼす訴訟等の事案は発生しておりませんが、事業活動にあたっては、法令等の違反の有無に係わらず訴訟を提起される可能性があります。デザインワン連結企業集団が的確に対応できなかった場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

デザインワン連結企業集団は、デザインワン連結企業集団が提供するサービスが第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう、調査可能な範囲で対応を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の可能性を完全に把握することは困難であり、将来的に、デザインワン連結企業集団が提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、かかる場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、デザインワン連結企業集団では、デザインワン連結企業集団が提供するサービスに関する知的財産の保護に努め、デザインワン連結企業集団の持つ商標権等の知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業について

デザインワン連結企業集団では、今後も引き続き、積極的に新サービス、新規事業に取り組んでまいります。これにより先行投資として人材採用、広告宣伝費、システム投資などの追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス、新規事業の採算性には不透明な点が多いため、新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まず、予想した収益が得られない場合には、投資を回収できず、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 子会社管理について

デザインワン連結企業集団では、現在子会社を4社有しておりますが、これらの会社の事業規模は現状では小さく、買収時には管理体制も十分整備されていなかったことから、デザインワンの管轄部門において内部統制を含め管理体制の強化に努めております。

しかしながら、管理体制が不十分であることにより、法令違反や許認可に関わる手続き不備等によって、デザインワン連結企業集団の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)及び半期報告書(GMO TECHについては2025年8月7日提出、デザインワンについては2025年4月11日提出)をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)及び半期報告書(GMO TECHについては2025年8月7日提出、デザインワンについては2025年4月11日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)及び半期報告書(GMO TECHについては2025年8月7日提出、デザインワンについては2025年4月11日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2025年10月1日時点の共同持株会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,650,945
A種種類株式	55
計	1,651,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,328,651 (注) 1、2、3	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、共同持株 会社における標準となる株式 です。 普通株式は振替株式であり、単元 株式数は100株です。
A種種類株式	55	該当事項はありません。	(注) 4
計	1,328,706	—	—

(注) 1 GMO TECHの普通株式の発行済株式総数1,100,620株(2025年3月31日時点)、デザインワンの普通株式の発行済株式総数15,202,100株(2025年2月28日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

2 両社は、共同持株会社の普通株式について、2025年8月5日付で東京証券取引所に新規上場申請を行いました。

3 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

4 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を遂行するため、当社定款においてA種種類株式に関する定めを設ける予定です。A種種類株式の内容は上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載の「株式移転計画書(写し)」別紙2をご参照ください。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2025年10月1日現在の共同持株会社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年10月1日	1,328,706 (予定)	1,328,706 (予定)	100	100	—	—

(注) 2025年3月31日時点におけるGMO TECHの発行済株式総数1,100,675株(普通株式1,100,620株、A種種類株式55株)、2025年2月28日時点におけるデザインワンの普通株式の発行済株式総数15,202,100株に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

(4) 【所有者別状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の所有者別状況については、以下のとおりです。

① GMO TECH普通株式

2024年12月31日現在

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	16	11	6	7	1,008	1,050	—
所有株式数 (単元)	—	19	255	5,768	24	7	4,896	10,969	3,720
所有株式数 の割合(%)	—	0.17	2.32	52.58	0.22	0.06	44.63	100.00	—

(注) 自己株式39,440株は「個人その他」に394単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

② GMO TECH A種種類株式

2024年12月31日現在

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	45	—	—	10	55	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	81.82	—	—	18.18	100.00	—

③ デザインワン

2024年8月31日現在

2024年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	8	21	18	25	7	2,895	2,974	—
所有株式数 (単元)	—	1,984	14,300	25,002	1,205	79	109,420	151,990	3,100

所有株式数の割合(%)	—	1.31	9.41	16.45	0.79	0.05	71.99	100.00	—
-------------	---	------	------	-------	------	------	-------	--------	---

(注) 自己株式426,258株は「個人その他」に4,262単元、「単元未満株式の状況」に58株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

共同持株会社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となるGMO TECHの2025年6月30日現在、デザインワンの2025年6月18日現在の株主の状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案した共同持株会社の2025年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2025年10月1日現在（予定）			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号	574, 045	43. 20%
鈴木 明人	東京都大田区	139, 575	10. 50%
高畠 靖雄	東京都千代田区	60, 600	4. 56%
GMO TECH株式会社	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号	39, 440	2. 97%
株式会社ティーエーケー	東京都港区芝浦 1 丁目 9 番 7 号	35, 910	2. 70%
九鬼 伸哉	愛知県名古屋市中区	23, 500	1. 77%
PC投資事業有限責任組合	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	21, 475	1. 62%
三田村 徹彦	東京都中野区	15, 900	1. 20%
松尾 志郎	愛知県豊田市	14, 000	1. 05%
GMO TECH従業員持株会	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号	10, 700	0. 81%
計	—	935, 145	70. 38%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

GMO TECH

2024年12月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種種類株式 55	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 39, 400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1, 057, 500	10, 575	—
単元未満株式	普通株式 3, 720	—	—
発行済株式総数	1, 100, 675	—	—
総株主の議決権	—	10, 575	—

(注) 1. A種種類株式の内容は、A種種類株式の内容は上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載の「株式移転計画書(写し)」別紙2に記載のとおりです。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、GMO TECH所有の自己株式40株が含まれております。

デザインワン

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 426,200	—	権利内容に何ら限定のないデザインワンにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,772,900	147,729	同上
単元未満株式	普通株式 3,000	—	—
発行済株式総数	15,202,100	—	—
総株主の議決権	—	147,729	—

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、デザインワン所有の自己株式58株が含まれております。

② 【自己株式等】

共同持株会社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2024年10月1日時点において、共同持株会社の自己株式を保有しておりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりです。

GMO TECH

2024年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) GMO TECH	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号	39,400	—	39,400	3.58
計	—	39,400	—	39,400	3.58

デザインワン

2025年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) デザインワン	東京都新宿区新宿二丁目 16 番 6 号	426,200	—	426,200	2.80
計	—	426,200	—	426,200	2.80

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、共同持株会社が新設会社であるため、未定です。

また、最終事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、共同持株会社は本株式移転により2025年10月 1日に設立予定であるため、本有価証券報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

共同持株会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

共同持株会社は、2025年10月1日より東京証券取引所グロース市場に上場する予定です。共同持株会社の完全子会社となる両社のコーポレート・ガバナンスの状況等については、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

共同持株会社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券報告書提出日現在のものを記載しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

共同持株会社は、取締役及び取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築する予定です。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督する予定です。

監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、監査等基準や監査方針等を決定するとともに、監査状況等の報告を受ける予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 責任限定契約の内容の概要

共同持株会社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。また、共同持株会社は、取締役が本来なすべき職務の執行をより円滑に行うことができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。

イ. 取締役の定数

共同持株会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする旨定款に定める予定です。

ウ. 取締役の選任の決議要件

共同持株会社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定める予定です。

エ. 株主総会の特別決議要件

共同持株会社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

オ. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

a. 剰余金の配当

共同持株会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。なお、株主総会決議によって剰余金の配当の決定等を行うことを排除するものではありません。また、共同持株会社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年3月31日、6月30日及び9月30日を基準日として配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

b. 種類株式の発行

共同持株会社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を遂行するため、当社定款においてA種種類株式に関する定めを設け、普通株式のほか、A種種類株式を発行する予定です。A種種類株式の内容については、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載の「株式移転計画書（写し）」別紙2をご参照ください。

カ. その他の事項

その他の事項については、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2025年10月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する GMO TECH の株式数 (株) (2) 所有するデザインワンの普通株式数(株) (3) 割り当てられる共同持株会社の株式数(株)
代表取締役社長 CEO	鈴木 明人	1974 年 7 月 29 日	1998 年 4 月 2003 年 6 月 2006 年 4 月 2006 年 12 月 2020 年 7 月	三菱自動車工業株式会社入社 日産自動車株式会社入社 株式会社リクルート (現株式会社リクルートホールディングス) 入社 株式会社イノベックス (現 GMO TECH 株式会社) 設立、代表取締役社長 (現任) GMO ReTech 株式会社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	(1) 普通株式 139,565 A 種種類株式 10 (2) - (3) 普通株式 139,565 A 種種類株式 10
取締役会長	熊谷 正寿	1963 年 7 月 17 日	1991 年 5 月 1999 年 9 月 2000 年 4 月 2001 年 8 月 2002 年 4 月 2003 年 3 月 2003 年 3 月 2004 年 3 月 2004 年 3 月 2004 年 12 月 2007 年 3 月	株式会社ボイスメディア (現 GMO インターネットグループ株式会社) 代表取締役 株式会社まぐクリック (現 GMO インターネット株式会社) 代表取締役 株式会社まぐクリック (現 GMO インターネット株式会社) 取締役 株式会社アイル (現 GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社) 代表取締役会長 GMO 総合研究所株式会社 (現 GMO リサーチ&AI 株式会社) 取締役会長 (現任) グローバルメディアオンライン株式会社 (現 GMO インターネットグループ株式会社) 代表取締役会長兼社長 株式会社アイル (現 GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社) 取締役会長 (現任) 株式会社 paperboy&co. (現 GMO ペパボ株式会社) 取締役会長 (現任) GMO モバイルアンドデスクトップ株式会社 (現 GMO メディア株式会社) 取締役会長 (現任) 株式会社カードコマースサービス (現 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社) 取締役会長 株式会社まぐクリック (現 GMO インターネット株式会社) 取締役会長	(注) 3	(1) - (2) - (3) -

			2008 年 5 月	GMO インターネット株式会社(現 GMO インターネットグループ株式会社)代表取締役会長兼社長グループ代表		
			2009 年 4 月	株式会社イノベックス (現 GMO TECH 株式会社) 取締役会長 (現任)		
			2011 年 12 月	GMO ペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長		
			2012 年 12 月	GMO ペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長 (現任)		
			2015 年 3 月	GMO アドパートナーズ株式会社 (現 GMO インターネット株式会社) 取締役		
			2016 年 3 月	GMO アドパートナーズ株式会社 (現 GMO インターネット株式会社) 取締役会長 (現任)		
			2022 年 3 月	GMO インターネット株式会社(現 GMO インターネットグループ株式会社) 代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO (現任)		
取締役副社長	高 島 靖 雄	1975 年 11 月 27 日	2000 年 4 月	富士通株式会社入社	(注) 3	(1) - (2) 4,040,000 (3) 普通株式 60,600
			2005 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 設立、代表取締役社長就任		
			2016 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長エキテン事業本部長就任		
			2016 年 11 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長エキテン事業本部長就任		
			2017 年 3 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長エキテン事業本部長兼社長室長就任		
			2017 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長エキテン事業本部長就任		
			2018 年 3 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長エキテン事業本部長就任		
			2018 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長事業本部長兼事業本部デザイン戦略室長就任		
			2021 年 1 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長事業本部長就任		
			2021 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長事業本部長就任		
				株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長事業本部長兼新規事業部長就任		
				株式会社デザインワン・ジャパン 代表取締役社長メディア事業本部長兼新規事業部長就任 (現任)		
取締役	田 中 誠	1975 年 11 月 21 日	2000 年 4 月	日本電気株式会社入社	(注) 3	(1) - (2) 400,000 (3) 普通株式 6,000
			2002 年 11 月	NEC エレクトロニクス株式会社入社		
			2007 年 2 月	株式会社デザインワン・ジャパン 入社		
			2007 年 8 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役開発部長就任		
			2014 年 4 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役開発部長就任		
			2016 年 1 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役新規事業開発部長就任		
			2016 年 11 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役新規事業開発部長就任		

			2018 年 6 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役情報システム部長就任		
			2022 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役経営管理本部長兼情報戦略 部長就任		
			2023 年 9 月	株式会社デザインワン・ジャパン 取締役経営管理本部長兼情報戦略 部長兼経理財務部長就任		
				株式会社デザインワン・ジャパン 取締役経営管理本部長兼経理財務 部長就任		
				株式会社デザインワン・ジャパン 取締役経営管理本部長兼経理財務 部長兼情報戦略部長就任（現任）		
取締役 CTO	沖殿 潤	1973 年 1 月 31 日	2017 年 3 月	GM0 TECH 株式会社入社	(注) 3	(1) 普通株式 100 (2) - (3) 普通株式 100
			2017 年 3 月	GM0 TECH 株式会社技術管理部部 長		
			2018 年 1 月	GM0 TECH 株式会社執行役員シス テム本部本部長		
			2020 年 1 月	GM0 TECH 株式会社執行役員 CTO システム本部本部長		
			2021 年 3 月	GM0 TECH 株式会社取締役 CTO シ ステム本部本部長（現任）		
			2021 年 3 月	GM0 ReTech 株式会 社 取 締 役 CTO （現任）		
取締役	安田 昌史	1971 年 6 月 10 日	2000 年 4 月	公認会計士登録	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
			2000 年 4 月	インターキュー株式会社(現 GM0 インターネットグループ株式会 社)入社		
			2001 年 9 月	グローバルメディアオンライン株 式会社(現 GM0 インターネットグ ループ株式会社)経営戦略室長		
			2002 年 3 月	グローバルメディアオンライン株 式会社(現 GM0 インターネットグ ループ株式会社)取締役経営戦略 室長		
			2003 年 3 月	グローバルメディアオンライン株 式会社(現 GM0 インターネットグ ループ株式会社)常務取締役グル ープ経営戦略担当兼 IR 担当		
			2005 年 3 月	グローバルメディアオンライン株 式会社(現 GM0 インターネットグ ループ株式会社)専務取締役管理 部門統括・グループ経営戦略・IR 担当		
			2008 年 5 月	GM0 インターネット株式会社(現 GM0 インターネットグループ株式 会社)専務取締役グループ管理部 門統括		
			2013 年 3 月	GM0 インターネット株式会社(現 GM0 インターネットグループ株式 会社)専務取締役 グループ代表補 佐 グループ管理部門統括		
			2015 年 3 月	GM0 インターネット株式会社(現 GM0 インターネットグループ株式 会社)取締役副社長 グループ代表 補佐 グループ管理部門統括		

			2016 年 3 月	GM0 メディア株式会社取締役（現任）		
			2016 年 3 月	GM0 クラウド株式会社（現 GM0 グローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役（現任）		
			2016 年 3 月	GM0 ペパボ株式会社取締役		
			2016 年 3 月	GM0 リサーチ株式会社（現 GM0 リサーチ&AI 株式会社）取締役（現任）		
			2016 年 3 月	GM0 アドパートナーズ株式会社（現 GM0 インターネット株式会社）取締役（現任）		
			2016 年 3 月	GM0 TECH 株式会社取締役（現任）		
			2016 年 6 月	GM0 クリックホールディングス株式会社（現 GM0 フィナンシャルホールディングス株式会社）取締役（現任）		
			2016 年 6 月	あおぞら信託銀行株式会社（現 GM0 あおぞらネット銀行株式会社）社外監査役		
			2016 年 12 月	GM0 ペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）		
			2019 年 6 月	GM0 あおぞらネット銀行株式会社社外取締役（現任）		
			2022 年 3 月	GM0 インターネット株式会社（現 GM0 インターネットグループ株式会社）取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐グループ管理部門統括（現任）		
取締役 監査等委員	三田村 徹彦	1973 年 6 月 13 日	2001 年 1 月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社	(注) 1、 4	(1) 普通株式 15,900 (2) - (3) 普通株式 15,900
			2007 年 5 月	株式会社カカコム入社		
			2008 年 12 月	株式会社イノベックス（現 GM0 TECH 株式会社）取締役		
			2013 年 3 月	GM0 TECH 株式会社監査役		
			2016 年 3 月	GM0 TECH 株式会社取締役（監査等委員）（現任）		
取締役 監査等委員	穴田 功	1975 年 3 月 19 日	2001 年 10 月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	(注) 1、 2、 4	(1) - (2) - (3) -
			2001 年 10 月	田辺総合法律事務所入所		
			2003 年 10 月	弁護士法人キャスト（現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）入所（現任）		
			2007 年 5 月	University of Southern California, Gould School of Law (LL. M.)		
			2008 年 1 月	ニューヨーク州弁護士登録		
			2017 年 11 月	株式会社ロッテファイナンシャル社外取締役（現任）		
			2018 年 3 月	GM0 TECH 株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）		
取締役 監査等委員	高木 友博	1954 年 6 月 8 日	1988 年 10 月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社	(注) 1、	(1) - (2) - (3) -

			2000年4月	明治大学理工学部情報科学科 教授	2、4	
			2004年4月	カリフォルニア大学バークレー校 コンピュータサイエンス学科 客員研究員		
			2004年4月	日本学術振興会学術システム研究センター 専門委員		
			2015年11月	株式会社デザインワン・ジャパン		
			2017年7月	取締役就任（現任）		
			2019年10月	Hamee 株式会社社外取締役就任		
			2022年5月	株式会社ランドネット社外取締役就任（現任）		
			2025年4月	株式会社ソーバル社外取締役就任（現任）		
				明治大学名誉教授（現任）		
計						(1) 普通株式 155,565 A種種類株式 10 (2) 4,440,000 (3) 普通株式 222,165 A種種類株式 10

（注） 1 当社は監査等委員会設置会社となる予定です。委員会の体制は次のとおりです。

常勤監査等委員 三田村 徹彦

監査等委員 穴田 功

監査等委員 高木 友博

2 取締役 穴田 功及び高木 友博は、社外取締役です。

3 監査等委員でない取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2025年10月1日から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。

4 監査等委員である取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2025年10月1日から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。

5 所有するGMO TECHの株式数及びデザインワンの株式数は、GMO TECHについては2024年12月31日現在、デザインワンについては2024年8月31日現在の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。

6 役職名は、本有価証券報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

共同持株会社設立時の取締役9名のうち2名を社外取締役とする予定です。当社の社外取締役2名は、いずれも監査等委員であり、共同持株会社の株式を保有する予定はありません。その他、当社連結企業集団と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

社外取締役 穴田 功氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有しており、企業経営に高い見識を有し、独立した立場から、当社の経営を監督していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与するものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役 高木 友博氏は、明治大学理工学部情報科学科教授としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言をいただくとともに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与するものと判断し、社外取締役として選任しております。

なお、社外取締役穴田功及び社外取締役高木友博は、東京証券取引所が定める当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定です。

共同持株会社は、新設会社であり、社外取締役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査及び内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。監査等委員会と内部監査室は、監査の過程において発見された事項について適宜、相互に報告を行い、取締役、その他の執行機関に対して、業務改善等に関する提言を連携して行う予定です。共同持株会社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査又は監査役監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. GMO TECH

監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。監査等委員である森谷耕司氏は税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員である穴田功氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役には、企業経営に係る識見、経験を有している方を招聘し、取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っております。

当事業年度においてGMO TECHは監査等委員会を12回開催しており、個々の取締役（監査等委員）の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
三田村 徹彦	12 回	12 回
森谷 耕司	12 回	12 回
穴田 功	12 回	12 回

監査等委員会における具体的な活動内容として、監査等委員会が決定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役会及びその他の重要な会議等への出席、各種議事録、稟議書、契約書、取引記録等の閲覧、関係者へのヒアリング等を行っております。

イ. デザインワン

デザインワンの監査役の人員は3名（全員社外監査役）であり、うち1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する常勤監査役であります。

監査役会は、毎月1回定例取締役会と同日に開催されており、監査報告の作成、常勤監査役の選定、監査方針・計画の決定、監査方法及び業務分担の決定、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に対する同意などを主な検討事項としております。各監査役は決定された監査計画及び業務分担に従い、監査を実施しており、監査役会において、監査の実施状況に関する情報共有及び討議を行っております。

常勤監査役は経営会議やリスク管理委員会等の重要会議に出席して、提言・助言等を行うとともに、内部監査に立会い、内部監査担当者と共同して対象部門に対してヒアリング等を実施する、あるいは内部監査担当者に内部監査の結果報告を求めるなど、内部監査との連携を密にしております。また、四半期または半期に1度、非常勤監査役も参加したうえで代表取締役や公認会計士との意見交換、情報交換等を定期的に行っております。

当事業年度は、子会社が増え、その管理の重要性がさらに高まってきているなかで、子会社における取引開始から請求・債権回収に至る事業運営の状況とハラスメントに関する事項の検証及び各社における懸念や課題等の確認を監査役監査の重点項目として監査を実施しました。また、稟議書・契約書等の重要書類の閲覧・検証や、期末の会計監査に加え、定例の監査項目として、社内規程の整備・運用状況、コンプライアンスの状況、適時開示の状況、リスク管理をはじめとした内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）の整備・運用状況や、有価証券報告書及び決算短信（四半期報告書、四半期決算短信を含む）の記載内容等を

取上げ、監査を実施しました。

当事業年度は、監査役会を計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	監査役出席状況
常勤監査役	工藤 耕二	全 13 回中 13 回
非常勤監査役	石田 史朗	全 13 回中 13 回
非常勤監査役	鎌田 智	全 13 回中 12 回

② 内部監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の内部監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. GMO TECH

GMO TECHにおける内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室による内部監査を行っています。内部監査室は従業員2名が従事（専任者1名及び兼任者1名）しており、内部監査室は、内部監査計画に基づき、GMO TECH全部門における業務全般の監査を行っています。内部監査の実効性を確保するための取組としては、監査結果は代表取締役社長への報告をし、被監査部門に対しては改善事項の具体的な指摘及び勧告を行い、改善状況の報告を受けることで実効性の高い監査の実施に努めております。また、定期会議によって、監査等委員、会計監査人と密接な連携を図り、効率的、合理的な監査体制を整備しております。

なお、必要に応じて、内部監査室から監査等委員に直接報告できる体制を構築しております。

監査等委員は、監査等委員会で策定した監査計画に基づいて、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、GMO TECHの業務全般について、常勤監査等委員を中心として、重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に関する適正な監視を行っています。

社外取締役である、森谷耕司は税理士、穴田功は弁護士資格を有しており、会計・税務及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査においては、内部監査室、監査等委員、会計監査人は密接な連携をとり、会計監査報告、意見交換、情報共有を行い、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

イ. デザインワン

デザインワンの内部監査は、管理部が担当し、管理部の監査は別部門が行っております。内部監査担当者は、内部監査規程に則り、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき、各部門に対する内部監査を実施しております。監査結果は、常勤監査役が同席の上で代表取締役社長に報告され、指摘事項に対しては業務改善指示がなされ、後日、改善状況を確認しております。なお、管理部が取締役会及び監査役会に直接報告する仕組みはありません。

③ 会計監査の状況

共同持株会社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の会計監査人につきましては、EY新日本有限責任監査法人を選任する予定です。

④ 監査報酬の内容等

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めたうえで、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協

議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2025年12月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、2025年7月30日に開催されるGMO TECH及びデザインワンの各臨時株主総会にて承認され、監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等については年額150百万円以内とし、監査等委員である取締役に対する報酬等については年額20百万円以内とする旨を定款(附則)に定める予定です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の株式の保有状況につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

第5 【経理の状況】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)、及び半期報告書(GMO TECHについては2025年8月7日提出、デザインワンについては2025年4月11日提出)をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

共同持株会社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、6月30日、9月30日、12月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種種類株式 1株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	共同持株会社の公告方法は、電子公告により行います。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する共同持株会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を共同持株会社の定款で定める予定です。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

共同持株会社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

3 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

GMOTECH

事業年度 第19期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2025年3月19日関東財務局長に提出

デザインワン

事業年度 第19期(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

2024年11月28日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

GMOTECH

事業年度 第20期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

2025年8月7日関東財務局長に提出

デザインワン

事業年度 第20期中(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

2025年4月11日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

GMOTECH

①の有価証券報告書の提出後、本有価証券報告書提出日(2025年9月1日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年6月2日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年6月6日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月31日関東財務局長に提出。

デザインワン

①の有価証券報告書の提出後、本有価証券報告書提出日(2025年9月1日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年11月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年6月2日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月31日関東財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

GMO TECH

該当事項はありません。

デザインワン

該当事項はありません。

4 【上記書類を縦覧に供している場所】

GMO TECH

GMO TECH 本店

(東京都渋谷区桜丘町26番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

デザインワン

デザインワン 本店

(東京都新宿区新宿二丁目16番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第1 【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。